

令和3年9月17日

（配布先）

支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

関 西 支 店
安全環境部長

移動式クレーン等に関する法令違反及び災害の防止について（要請）

過日、他支店の工場改修工事作業所において、クレーン機能付きバックホウが転倒する事故が発生し、運転手と合番作業員が足・腕の打撲を負いました。

被災者らは、埋戻し用の土砂が入ったフレコンパック（重量約800kg）を、キャリアダンプから荷降ろしするため、0.1m³級バックホウ（クレーン機能付き）に玉掛けして倒したものです（別紙-1参照）。

所轄労働基準監督署の調査の結果、「作業計画の不備」や「過荷重での使用」及び「安全装置の故障」等について、取引業者には是正勧告書（別紙-2）、当社には是正勧告書及び指導票（別紙-3）が発行される事態となりました。

つきましては、移動式クレーン等に関する法令違反及び災害を防止するため、下記事項を関係者に周知するよう要請します。

記

1. 車両系建設機械（クレーン機能付き）を使用する掘削等作業及びクレーン作業については、別紙-4及び別紙-5の安全作業打合せ票を用いて安全な作業計画を定め、かつ、当該計画に従った作業を指導・確認すること
2. 前項の作業については、別紙-6の点検票等を活用した点検により、安全装置の状況や異常の有無について確認させ、不安全なものは使用させないこと

以 上

※この事務連絡は、事務連絡21-28（令和3年9月9日）安全環境本部発行に基づき作成しました

(転倒・激突) クレーン機能付きバックホウが過荷重により転倒し作業員に接触

- ◇発生日時: 2021年 8月31日(火) 午前11時00分頃
- ◇被災者①: 相番作業員 68歳(所属1次) 経験28年
- ◇被災者②: オペレータ 46歳(所属1次) 経験19年



【発生状況】

埋戻し用の土砂が入ったフレコンバック(重量約800kg)を、キャリアダンプから荷降ろしするため、0.1m3級バックホウ(クレーン機能付き)に玉掛けして旋回したところ、バックホウがバランスを崩して転倒し、相番の作業員の左足にバックホウのバケットが接触。また、バックホウオペレータも左肘と左足を運転席に打ち付け負傷した。さらに、工場内の冷却用配管にバケットが当たり、配管を損傷した。

〔被災者①: 左足打撲(休業0日), 被災者②: 左足・左肘打撲(休業0日), 物損〕

様式第2の1号の2

是 正 勧 告 書

令和3年9月3日

(取引業者)

殿

労働基準監督署

労働基準監督官

貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。

なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

~~また、「法条項等」欄に印を付した事項については、同種違反の繰返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。~~

法条項等	違 反 事 項	是正期日
安衛法第20条第1項 (クレーン則第66条の2)	移動式クレーン(RX-203S)の転倒による危険を防止するため の作業方法等をあらかじめ使用する移動式クレーンの種類及 び能力を考慮して定めていないこと。	R3.9.17
安衛法第20条第1項 (クレーン則第69条)	移動式クレーン(RX-203S)に定格荷重を超える荷重をかけて 使用していたこと。	
	以 下 余 白	

(注意)

一、労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害が発生させた
二、補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。
この勧告書は三年間保存して下さい。

様式第2の1号の2

是 正 勧 告 書

令和3年9月3日

清水建設株式会社

殿

改修工事

労働基準監督署

労働基準監督官

貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。

なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

~~また、「法条項等」欄に「」印を付した事項については、同種違反の繰返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。~~

法 条 項 等	違 反 事 項	是正期日
安衛法第29条	関係請負人及び関係請負人の労働者が安衛法に違反しないよう必要な指導が十分に行われていないこと。	9.9.17

様式第8号の2

指 導 票

令和3年9月3日

清水建設株式会社

殿

改修工事

労働基準監督署

労働基準監督官

厚生労働技官

厚生労働事務官

あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いします。
なお、改善の状況については 9 月 7 日 までに報告してください。

指 導 事 項

- 令和3年8月31日に発生した労働災害について、同種災害を防止するために以下の事項について検討してください。
 - 移動式クレーン(RX-203S)の作業計画について、作業条件の検討が不適切である部分が認められました。つきましては、適切な作業半径、吊り荷の重量を再検討し、適切な移動式クレーンを使用または、適切な方法で当該移動式クレーンを使用してください。
 - 移動式クレーン(RX-203S)については、警報音が鳴らないことが認められました。当該移動式クレーンの安全装置について、点検し、不備や故障があれば修理してください。また、現場持込品については、使用前に安全措置の状況や異常の有無について確認を行い、不安全なものは使用しないようにしてください。
 - 重機による災害は、重篤な災害になるケースが多いことから、その再発防止対策について、管理監督者の安全衛生教育を含め、店社としても検討してください。

(注意)

一、労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害が
二、補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがありま
この勧告書は三年間保存して下さい。

車両系建設機械(特定作業・一般作業) 事前打合せ表

く 関西・様式-15 >

別紙-4

略称	作業名		作業期間	
事前打合せ日時	年	月	日	～
出席者	所属会社	氏名	所属会社	氏名
役割	役割・職位	氏名	所属会社	資格 免許 技能 特別
措置義務者	措置義務者			
誘導者	誘導者			
合図者	合図者			
玉掛者	玉掛者			
分担				
使用機械	NO	機械名・機種	能力・出力	持込業者
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			

(注) ① 原則として別紙に施工計画図(又は書)を作成する。また作業場所の地形、地質の調査資料は別途とりまとめおくこと。(則154条)
② 役割分担表「資格」欄には本人の保有資格の略号 (別紙 法定資格表による) を区分に応じて記入すること。

措置義務者の責務 (即662条の二～五)	措置義務者	サイン	担当者
請負人相互間の連絡調整	措置義務者	サイン	
①作業内容			
②作業指示系統			
③立入禁止区域			

用途外作業検討書	
作業名	作業期間
作業条件適合の確認 (イ、ロ、ハのうち該当条件に○)	
(1)荷の吊上げの作業	
イ. 作業の性質上やむを得ないとき	
例: 土砂破壊による危険を少なくするため、一時的に止しめ用矢板、ヒューム管等の吊り上げ作業を行う場合	
ロ. 安全な作業の遂行上必要とき	
例: 作業場所が狭いため移動式クレーンを搬入して作業を行えば作業場所がより錯綜し危険が増すと考えられる場合	
(2)荷の吊上げの作業以外の作業	
ハ. 労働者に危険を及ぼすおそれがないとき	
例: 作業内容に応じて、労働者の作業装置への接触、建設機械の転倒若しくは転落等による危険がない場合	
(ハ. の場合はその具体策) (その他補足説明事項等)	
用途外作業概要 (何をどうするか簡潔に表示)	

車両系建設機械オペレーターの実施事項
目的: 逸走防止及び運転中の転落防止などのため
実施事項
1. 重機オペレーター十一則を厳守する事。
2. 重機オペレーター十一則は、新規入場時及び1週間に1回程度、職長(安全衛生責任者)と共に唱和し、自己の安全意識を向上させること。

移動式クレーン安全自主点検表
(トラッククレーン、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン)

機番	機械名	容量	現場略称
			入場年月日
			所属・業者名

区 分	点 検 項 目	持 点 良 時 否	良 否																															月 の 例 点 検 否	処 置 修 事	
			日 常 点 検																																	
			1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日	24 日	25 日	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日	31 日			
作 業 開 始 前 点 検	1. 地盤及び構台の状態は良いか。																																			
	2. 旋回する周囲に障害物はないか。																																			
	3. アウトリガーの張り出し、ジャッキの状態は良いか。																																			
	4. エンジンの具合、及び水温、油圧、電流等各計器に異常はないか。																																			
	5. クラッチ(主巻、補巻、起伏、旋回、)の作動は良いか。																																			
	6. ブレーキ(主巻、補巻、起伏、旋回)の作動は良いか。																																			
	7. 各ロック装置は確実に作動するか。																																			
	8. 巻過、起伏制限等の安全装置の作動は良いか。																																			
	9. 各操作レバーの作動は正常か。																																			
	10. ブレーキ、クラッチ(走行)の作動は良いか。																																			
	11. 灯火装置、警報機、バックミラー等に異常はないか。																																			
	12. タイヤ(空気圧、損傷、摩耗)に異常はないか。																																			
	13. フックのワイヤ外れ止めに異常はないか。																																			
	14. ワイヤロープの損傷又は摩耗はないか。																																			
	15. 安全装置解除キーは会社又は作業所に保管しているか。																																			
月 例 点 検	1. エンジンの潤滑・冷却・燃料装置に異常(油・水量・汚れ・漏れ等)はないか。																																			
	2. ブーム主材、ラチスに曲がり、亀裂はないか。伸縮に異常はないか。																																			
	3. ワイヤロープの通っている箇所に異常はないか。																																			
	4. ペンダントロープの緊結部分に異常はないか。尻手は良いか。																																			
	5. 巻きワイヤロープ、吊り具、フック等に異常はないか。																																			
	6. ブームのジョイントピン・ボルトの弛みはないか。割ピンは良いか。																																			
	7. 各部の給油は良いか。油量は適量か。																																			
	8. 各部の油漏れ、エア漏れはないか。																																			
	9. 歯止め、ランブ、消火器、発煙筒はあるか。(トラック・ホイールクレーン)																																			
	10. 荷重制限及び運転責任者の表示はあるか。																																			
	11. 過負荷防止装置の作動は正確か。																																			
主：1. 点検記号は良好の場合○印、不良の場合×印を記入する。 2. 機械の持込時および月例点検は全項目を入念に点検する。 3. 担当者は持込時・日常・月例点検を、確認者は持込時・ 10日毎・月例点検を確認する。 4. 確認者は工事長または工事主任とする。		点検者																																		
	担当者																																			
	確認者																																			

注：1. 点検記号は良好の場合○印、不良の場合×印を記入する。
2. 機械の持込時および月例点検は全項目を入念に点検する。
3. 担当者は持込時・日常・月例点検を、確認者は持込時・10日毎・月例点検を確認する。
4. 確認者は工事長または工事主任とする。